

議案第65号

芽室町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例全部改正の件  
芽室町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のとおり全部改正しようとするものであります。

平成29年12月1日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町長期継続契約に関する条例

芽室町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的であるもの
- （2）経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年にわたる契約を締結することを要するもの
- （3）前2号に掲げるもののほか、業務の適正な履行のために町長が特に必要と認めるもの

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

説 明

条例について施行規則に委任すべき事項を整理するにあたり、条例名及び条文整理など全面的に見直す必要があるため、本条例の全部を改正しようとするものであります。